第２回水戸市農業委員会総会会議録

会長　笹沼恭一は、令和８年８月１２日午後１時３０分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎５階農業委員室に招集した。

出席委員（２４名）

１番　佐川則夫	２番　軍地美代	３番　一木克昭
４番　大関守久	５番　関　成一	６番　照山朝男
７番　岡田幸一	８番　雨貝　裕	９番　小松崎陽子
１０番　雨谷克己	１１番　安　邦弘	１２番　吉澤　勇
１３番　根本　衛	１４番　笹沼恭一	１５番　髙橋　基
１６番　深谷　泉	１７番　市村正司	１８番　大圖金雄
１９番　飛田信広	２０番　皆川　晃	２１番　柏　博文
２２番　松橋裕子	２３番　安藏久男	２４番　今関和夫

欠席委員（なし）

事務局

事務局長	後藤俊之	次長	岩間雅徳
次長補佐 兼調査広報係長	浅川勝彦	農地係長	谷津知一
農地係	米川隆明	農地係	小橋央樹
農地係	野村俊貴		

内　容

１．議事

議案第１号　農地法第３条の規定による許可について

議案第２号　農地法第４条の規定による許可について

議案第３号　農地法第５条の規定による許可について

議案第４号　農地の競売参加の適格者証明願に対する承認について

議案第５号　土地現況証明願に対する承認について

議案第６号　農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について

議案第７号　農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取について

２．報告

報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出に対する受理について

報告第２号　農地法第４条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第３号　農地法第５条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第４号　制限除外の農地の移動届について

報告第５号　登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

議　　長　それでは、ただいまから第２回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は全員が参加しております。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第３項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議　　長　ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

１番の佐川則夫委員、２番の軍地美代委員、よろしくお願いいたします。

初めに、議案の訂正がありますので、事務局から説明をいたさせます。

事務局　議案の訂正がございますので、お手元の第２回総会（訂正表）と記載された用紙をご覧ください。

訂正案件は、議案書の３ページの上から２段目になります。

議案第１号　農地法第３条の規定による許可についての第10項です。

訂正内容は資料のとおり、受人の名前が誤っておりました。おわびして訂正いたします。

説明は以上でございます。

議　　長　次に、審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局　第２回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第３条の審議案件が18件、農地法第４条の審議案件が７件、農地法第５条の審議案件が15件、競売参加に係る適格証明願が２件、土地現況証明が２件でございます。報告事項といたしまして、農地法第３条の３の届出が５件、農地法第４条の届出が６件、農地法第５条の届出が17件、制限除外の農地の移動届が２件、登記官等からの地目確認照会が１件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして75件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議　　長　議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を20番の皆川晃委員にお願いいたします。

（「はい」の声あり）

議　　長　それでは、議案第１号　農地法第３条の規定による許可についてを上程いたします。

まず第１項を上程いたします。

事務局から説明いたさせます。

事務局　第１項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員　20番、皆川です。14番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議のほどお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第２項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局　第２項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、自家消費するため、申請地を譲り受け耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員　23番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第３項及び第４項は関連がありますので、併せて上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第３項と第４項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

契約内容は、どちらも贈与であります。受人は、経営規模拡大のため申請地を受贈し耕作したい旨の申請であります。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

柏委員　21番の柏です。

両方とも調査検討しまして、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第５項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局　第５項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

柏委員　21番の柏です。
　調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第６項を上程いたします。
　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第６項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
　以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員　10番、雨谷です。
　調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第７項を上程いたします。
　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第７項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
　以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員　10番、雨谷です。

　調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第８項、第９項は関連がありますので、併せて上程いたします。

　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第８項と第９項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

　契約内容は、どちらも贈与であります。受人は両親から耕作を引き継ぐため申請地を受贈し、耕作したい旨の申請であります。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

　以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

髙橋委員　15番、髙橋です。

　親から子への一括贈与という案件で、調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第10項を上程いたします。

　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第

２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員　17番、市村です。
ただいまの案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第11項でございますが、契約内容は、賃貸借であります。賃借人は新規就農するため申請地を賃借し、耕作したい旨の申請であります。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員　19番、飛田です。
調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項及び第13項は関連がありますので、併せて上程いたします。
事務局からまとめて説明をいたさせます。

事務局　第12項と第13項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

契約内容は、どちらも使用貸借であります。借人は営農型太陽光発電設備の下部農地を利用権にて耕作していましたが、このたび農地法での手続に切り替えて、引き続き耕作したい旨の申請であります。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

佐川委員　１番の佐川です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項と、議案第３号　農地法第５条の規定による許可についての第13項とは関連がありますので、併せて上程いたします。

新委員もおられることですから、制度の説明と併せて事務局から説明をいたさせます。

事務局　審議案件のご説明する前に、営農型太陽光発電設備について説明をさせていただきます。

お手元に配付させていただいております営農型太陽光の写真が載ったＡ４、１枚の資料をご覧いただければと思います。

ご存じの委員もおられるかと思いますが、新たに委員となられた方も多くおられるため、ご説明いたします。

写真を見ていただくと、具体的なイメージがつかめるかと思います。

営農型太陽光発電設備とは、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置することになります。栽培する農作物に制限はありませんが、パネルの影響で日陰になったとしても平均的な収穫量の８割以上の収穫量が求められております。

農地転用の扱いは、太陽光発電パネルを載せる架台の支柱部分やフェンスなどが一

時転用の対象になります。一時転用の許可期間ですが、通常は３年間で、認定農業者などが耕作する場合には10年間に期間が延びます。そのため発電事業を継続するために一時転用許可の期間を更新することになります。

次に、事業者は年に一度、栽培している農作物の生育状況や収穫量、収支などを報告する必要がございます。仮に営農が適切に継続されていなければ改善措置の指導や、場合によっては更新の一時転用許可が認められず、発電設備の撤去などもあり得る制度になっております。

営農型太陽光の制度の特徴は、売電を目的とした発電事業が、営農が適切に継続して行われ一定の収穫量が伴えば、事業用の太陽光発電設備の設置が認められていない農地、つまり農振農用地や第１種農地などでも太陽光発電パネルを設置することができる制度であります。

したがいまして、発電パネルの下で収穫が期待できるものなのか、営農や事業を継続的に行えるのか、周辺農業や農業計画への支障が生じないかなどを確認していくものであります。

この制度開始以降、全国各地で適切な営農が伴わない事例が散見されたため、国が望ましい営農型太陽光の具体的な考え方の整理を進め、来年４月から見直された制度が運用されようとしております。その詳細内容が分かりましたらば、ご説明してまいりたいと思います。

続きまして、今回の申請を先ほどの資料のイラストを用いてご説明いたします。

ページ返していただきまして、裏のイラストが描かれたものをご覧ください。

図にある耕作している人の絵は、議案の第12項や第13項の議案内容になります。地権者から土地を貸借して耕作するための権利設定を耕作者が行う内容です。

次に、図にある太陽光パネルの部分は、議案書の第14項や第15項の議案内容になります。耕作に供されている農地上部に太陽光パネルを設置し、収益を目的とした権利設定を発電事業者が行う内容になります。耕作に供される農地の上部のため、農地法第３条の手続であります。

次に、図にあるパネルを載せる架台の支柱部分は、議案書の９ページの議案第３号の農地法第５条の第13項や第14項の議案内容になります。支柱などの一部転用のため、転用面積が１平方メートル未満の僅かな面積になっております。支柱の部分が一時転用の扱いになり、地権者から土地を貸借して架台の支柱を設置するための権利設定を発電事業者が行う内容です。

今回の営農型太陽光発電設備は、土地所有者と営農者と発電事業者との三者が存在し、農地で行う事業に必要な権利設定を一連で行う内容になっております。

今の説明を踏まえまして、改めて議案の説明をいたします。

第14項と議案第３号の農地法第５条の規定による許可についての第13項でございま

すが、営農型太陽光発電設備を設置する目的で、関連がございますのでまとめてご説明いたします。

第14項でございますが、契約内容は、賃貸借による区分地上権の設定でございます。

議案書の９ページをご覧ください。

議案第３号　農地法第５条の規定による許可についての第13項の説明ですが、契約内容は、使用貸借による区分地上権の設定でございます。申請人は、令和５年８月に許可を得て営農型太陽光発電設備を設置しておりますが、継続して設置するための一時転用申請でございます。耕作者は、農地を借りて耕作しており、栽培している作物はサカキであります。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第１種農地と思料されますが、農地法施行令第11条第１項第１号イの例外規定に該当するため、一時転用として設置できるものとなっております。

なお、一時転用期間は３年であります。

説明は以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

佐川委員　１番、佐川です。14項、それから９ページの第３号議案の13項について調査検討ところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項と議案第３号の農地法第５条の規定による許可についての第14項とは関連がありますので、併せて上程いたします。

事務局からまとめて説明をいたさせます。

事務局　第15項と議案第３号　農地法第５条の規定による許可についての第14項でございますが、営農型太陽光発電設備を設置する目的で関連がございますので、まとめてご説明いたします。

第15項でございますが、契約内容は、賃貸借による区分地上権の設定でございます。

議案書９ページをご覧ください。

議案第３号　農地法第５条の規定による許可についての第14項の説明でございますが、契約内容は、使用貸借による区分地上権の設定でございます。

申請人は、前の説明と同じように営農型設備を設置しており、継続して設置するための一時転用申請でございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第１種農地と思料されますが、農地法施行令第11条第１項第１号イの例外規定に該当するため、一時転用として設置できるものとなっております。

なお、一時転用期間は３年であります。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

佐川委員　１番、佐川です。調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議お願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項、第17項及び第18項は関連がありますので、併せて事務局から説明をいたさせます。

事務局　第16項から第18項は関連がありますので併せてご説明いたします。

契約内容は、全て使用貸借であります。借人は、営農型発電設備の下部の農地を利用権を用いてこれまで耕作していましたが、このたび農地法での手続に切り替えて、再び耕作したい旨の申請であります。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

佐川委員　１番、佐川です。

16項、17項、18項とも調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第２号　農地法第４条の規定による許可についてを上程いたします。

第１項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第１項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員　20番、皆川です。14番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議のほどお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第２項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第２項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員　20番、皆川です。14番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議のほどお願いい

たします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第３項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第３項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員　20番、皆川です。14番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議のほどお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第４項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第４項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員　20番、皆川です。14番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議のほどお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第５項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第５項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員　10番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第６項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第６項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第１種農地と思料されますが、農地法施行令第４条第１項第２号イの例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員　16番、深谷です。

　調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第７項を上程いたします。

　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第７項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

　以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員　16番、深谷です。

　この案件も調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、議案第３号　農地法第５条の規定による許可についてを議題といたします。

　第１項を上程いたします。

　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第１項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

　なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ており

ます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員　20番、皆川です。
調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議のほどお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第２項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第２項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。
なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員　20番、皆川です。14番、笹沼委員の代理発言となります。
調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議のほどお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第３項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第３項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員　20番、皆川です。14番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議のほどお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第４項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第４項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員　23番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第５項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第５項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員　24番、今関です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第６項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第６項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員　３番、一木です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様の審議をよろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第７項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第７項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員　３番、一木です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第８項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第８項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、農業振興地域の整備に関する法律の農用地利用計画における用途区分が農業用施設である農地であり、農地法第５条第２項本文ただし書により、例外規定に該当します。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

柏委員　21番、柏です。調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第９項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第９項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　５番、関です。

調査検討したところ法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員　10番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第１種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第４号の例外規定に該当すると思われます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員　10番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員　12番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

第13項及び14項は既に審議済みのため、第15号へ進行いたします。

それでは、第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第15項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第１種農地と思料されますが、農地法施行令第11条第１項第１号イの例外規定に該当すると思われます。

なお、一時転用期間は６か月であります。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

佐川委員　１番、佐川です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第４号　農地の競売参加の適格者証明願に対する承認についてを上程いたします。

まず第１項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第１項でございますが、願出人は移り住んで営農するため、農地の競売に参加するため証明願が提出されたものでございます。入札期日は令和８年９月４日から９月11日で、開札期日は令和８年９月18日であります。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

大関委員　４番、大関です。

調査検討したところ、法令に照らして適格者と思われますので、ご審議お願いいたします。

議　　長　関係委員から適格者とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、適格者と決定いたします。

次に、第２項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第２項でございますが、願出人は、経営規模拡大のため農地の競売の参加するため、証明願が提出されたものでございます。競売案件は第１項と同じため、入札期日、開札期日とも第１項の説明と同じであります。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

大関委員　４番、大関です。

調査検討したところ、法令に照らして適格者と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議　　長　関係委員から適格者とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、適格者と決定いたします。

次に、議案第５号　土地現況証明願に対する承認についてを上程します。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　それでは、別紙１の資料をご覧願います。

議案第５号　土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第１項、島田町の畑357.84平方メートルの土地につきまして、土地現況証明願があり、農業委員３名で現地調査をした結果、転用目的どおりであることを確認できましたので、証明を可とするものでございます。

第２項につきましても同じく転用目的のとおりでありましたので、証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議　　長　事務局から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議　　長　それでは、承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第６号　農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について上程いたします。

事業担当課から説明をいたさせます。

事務局　農政課の倉田より説明させていただきます。

初めに、別紙番号の修正をさせていただきます。

お手元の資料、農用地利用集積等促進計画（一括方式）のほうですが、「別紙１」のところを「別紙２」に、また、農用地利用集積等促進計画（再転貸）を「別紙２」から「別紙３」のほうに修正をお願いいたします。

それでは、お手元の資料別紙２をご覧ください。

議案第６号　農用地利用集積等促進計画（一括方式）に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和８年農用地事業集積等促進計画（一括方式）案の集計表について、内容を申し上げます。

表の１段目から３段目、それぞれの期間ごとの設定については資料のとおりとなっておりますので、ご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が設定面積166,511平方メートル、畑が設定面積41,038平方メートル、設定者43名、取得者15名でございます。賃貸借権の設定日は、令和８年10月１日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、併せてご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第５項の各要件を満たしていると考えます。

議案第６号につきましては、説明は以上でございます。

議　　長　ただいま事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議　　長　意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

次に、議案第７号　農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてを上程いたします。

事業担当課から説明をいたさせます。

事務局　お手元の資料別紙３をご覧ください。

それでは、議案第７号　農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に関わる意見聴取

についてご説明いたします。

令和８年農用地利用集積等促進計画（再転貸）案の集計表につきまして、内容を申し上げます。

表の１段目から３段目、それぞれの期間ごとの設定につきましては、資料のとおりとなっておりますので、ご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が設定面積2,851平方メートル、畑が設定面積7,728平方メートル、設定者２名、取得者３名でございます。

なお、設定者は農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権などの設定日は、令和８年10月１日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、併せてご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第５項の各要件を満たしていると考えます。

議案第７号につきましては、説明は以上でございます。

議　　長　ただいま事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議　　長　意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで担当者は退席します。

（事業担当課退席）

議　　長　次に、報告事項について、事務局から説明いたさせます。

事務局　では、お手元の水戸市農業委員会総会の報告事項をご覧願います。

報告第１号、報告第２号、報告第３号にある農地法第３条の３、第４条、第５条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしております。

続く報告第４号、第５号につきましても資料のとおりでございます。

報告は以上でございます。

議　　長　では、以上をもちまして、第２回総会を閉会といたします。
ご協力ありがとうございました。

閉会　午後２時１０分